

おおた くしょう しゃ さべつかいしょう し えん ち いききょう ぎ かいせつ ち しょうこう
大田区障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

へいせい ねん がつ にち ふくしょうほつだい ごう く ちょうけつてい
平成28年11月25日28福障発第13592号区長決定

かいせい へいせい ねん がつ にち ふくしょうほつだい ごうふくし ぶ ちょうけつてい
改正 平成29年8月17日29福障発第12086号福祉部長決定

かいせい へいせい ねん がつ にち ふくしょうほつだい ごうふくし ぶ ちょうけつてい
改正 平成31年3月4日30福障発第14958号福祉部長決定

かいせい れいわ ねん がつ にち ふくしょうほつだい ごうふくし ぶ ちょうけつてい
改正 令和4年1月13日3福障発第13741号福祉部長決定

せつち
(設置)

だい じょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう い か
第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下
「障害者差別解消法」という。）第1条に規定する「障害の有無によって分け隔てられ
ることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指すこと
もに、「おおた しょう し さくすいしん プラン」における重点施策である「障がいを理由とする差
別の解消の推進」をするため、しょうがいしゃ さべつかいしょうほうだい じょう きてい もと おおた くしょう が
い者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

しよしょうじこう
(所掌事項)

だい じょう きょうぎかい しよしょうじこう つぎ
第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) しょうがいしゃ さべつ かいしょう かか じれいきょうゆう かんけい かん けんけいとう かん じこう
障がい者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携等に関する事項
- (2) しょう とうせいおよ しょう しゃ りかい そくしん ふきゅうけいほつ けんしゅうとう かん
障がい特性及び障がい者への理解を促進するための普及啓発、研修等に関する
じこう
事項
- (3) しょうがいしゃ さべつかいしょうほう かか とりくみ かん じこう
障害者差別解消法に係る取組に関する事項
- (4) たしょう しゃ さべつかいしょうおよ しょう しゃ けんりょうご かん じこう
その他障がい者の差別解消及び障がい者の権利擁護に関する事項

こうせい
(構成)

だい じょう きょうぎかい いん おおた くしょう しゃし さくすいしんかいぎ いん おおた くしょう しゃし さくすいしんかい
第3条 協議会の委員は、大田区障がい者施策推進会議委員（大田区障がい者施策推進会
ぎせつ ちょうこう へいせい ねん がつ にちづ ふくしょうほつだい ごうく ちょうけつてい だい じょう きてい い
議設置要綱（平成28年1月21日付け27福障発第14440号区長決定）第3条に規定する委
いん い かおな およ しょう ふくし たざさ きかんとう すいせん う くないざいじゅう しょう
員をいう。以下同じ。）及び障がい福祉に携わる機関等から推薦を受けた区内在住の障
がい者をもって構成する。

- 2 くないざいじゅう しょう しゃ げんそく めい こうせい
区内在住の障がい者は原則3名で構成する。
- 3 ぜんこう きてい かか くちょう ひつよう みと ばあい にんずう へんこう
前項の規定に関わらず、区長が必要と認める場合は、人数を変更することができる。
- 4 いん くちょう いしよく
委員は、区長が委嘱する。

にんき
(任期)

だい じょう いん にんき いしよく ひ いしよく ひ ぞく ねん ど よくよくねん どまつ
第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末までとする。た
だし、にんき きかん とちゅう いしよく う いた いん にんき きかん いしよく ひ まんりょう ひ
だし、任期期間途中から委嘱を受けた委員の任期期間は、委嘱の日からその満了の日ま
でとする。

2 委員が任期中に辞任した時は、後任の委員を置くことができる。ただし、後任者の任期は、前任者の任期とする。

3 前2項の場合において、委員は、再任することができる。

4 再任は原則1回までとする。ただし、区長が必要と認める場合は、その限りではない。
(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(関係者の意見聴取)

第7条 協議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見を聴くことができる。

(協議会の公開)

第8条 協議会の会議及び議事録は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、協議会及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある
と認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 協議会の内容に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき協議会及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、協議会に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはいけない。

(個人情報情報の取扱)

第9条 協議会の委員及び協議会の関係者は、相談事例に係る障がい者等の個人情報情報の保護に十分留意しなければならない。

(報償費)

第10条 協議会に出席した委員に対し、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

(庶務)

第11条 協議会に関する庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

い にん
(委任)

だい じゅう 第12条 このようこう 要綱に定めるもののほか、きょうぎ かい 協議会のうんえい 運営にかん 関しひつよう 必要なじこう 事項は、ふくし ぶ ちよう べつ 福祉部長が別にきだ 定める。

ふ そく
付 則

このようこう 要綱は、けつてい けつてい ひ ひ 日からしこう 施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にち ふくしょうはつだい ごうふくし ぶ ちようけつてい
付 則 (平成29年8月17日29福 障 発第12086号福祉部長 決定)

このようこう 要綱は、けつてい けつてい ひ ひ 日からしこう 施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にち ふくしょうはつだい ごうふくし ぶ ちようけつてい
付 則 (平成31年3月4日30福 障 発第14958号福祉部長 決定)

このようこう 要綱は、へいせい ねん がつ にち しこう 平成31年4月1日から施行する。

ふ そく れい わ ねん がつ にち ふくしょうはつだい ごうふくし ぶ ちようけつてい
付 則 (令和4年1月13日3福 障 発第13741号福祉部長 決定)

このようこう 要綱は、けつてい けつてい ひ ひ 日からしこう 施行する。